

一般社団法人 日本構造物診断技術協会 細則

平成21年 9月10日制定
平成22年 7月27日一部改正

一般社団法人 日本構造物診断技術協会の運営に関しては、定款に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

第1章 会 員

(入会の申込)

第1条 この法人に入会を申し込む者は、この協会所定の申込書によるものとする。

ただし、法人会員を希望する者は、既会員の下記の項のいずれかに該当する者2名の推薦を必要とする。

- (1) 法人会員の代表取締役もしくはそれに準じる事業所長
- (2) この法人の役員もしくは委員に就任している者
- (3) 法人会員の連絡窓口担当者の所属する部署の責任者

2 個人正会員を希望する場合には、前項に加え既個人正会員の推薦も可能とする。

(会員の資格)

第2条 会員の資格は、理事会の承認を得た月の月初日から有効とする。

2 入会の資格を得た会員は以下の入会金を納付する。

(1) 法人会員

- ① 正会員 100,000 円
- ② 賛助会員 300,000 円

(2) 個人会員

- ① 正会員 10,000 円
- ② 準会員 3,000 円

3 構造物診断士の資格を付与された者は、申し込みを行うことにより個人会員になることができ、この場合に限り入会金の支払いは免除される。

(会員の権利)

第3条 この法人の会員の権利は、次のとおりとする。

(1) 法人会員

① 正会員

正会員は、この法人を運営するための役員・委員等の派遣、並びに事業活動を推進する委員を派遣する。また、定款第16条に規定される権利を有する。

② 賛助会員

賛助会員は、この法人の目的に賛同し、第4条に定める年会費を負担するが、事業活動に参加することはできず、定款第16条は適用されない。

(2) 個人会員

① 正会員

正会員は、この法人を運営するための役員・委員等に就任し、事業活動に参加することができるが、定款第16条に規定される権利を有する。

② 準会員

準会員は、この法人の目的に賛同し、第4条に定める年会費を負担する者は何人も入会できるが、事業活動に参加することはできず、定款第16条は適用されない。

(3) 成果品の配付

① 法人の正会員および賛助会員は、協会が定期的に発行する会報のほか、事業活動の成果品を発行時に無償で2部の配付を受けることができる。

② 個人正会員は、協会が定期的に発行する会報のほか、事業活動の成果品を発行時に無償で1部の配付を受けることができる。

③ 個人準会員は、協会が定期的に発行する会報を無償で配付されるが、事業活動の成果品は実費で入手することができる。

第2章 会費

(経費の負担)

第4条 会員は、この法人の事業活動にあてる経費として次の年会費を負担する。

(1) 法人会員

① 正会員 年額 180,000 円

② 賛助会員 年額 240,000 円

(2) 個人会員

① 正会員 年額 9,000 円

② 準会員 年額 1,500 円

- 2 構造物診断士が個人準会員となった場合、構造物診断士の資格が有効な期間は年会費の支払いを免除する。

(経費の納付)

- 第5条 会員は、この法人の事業年度の10月に当該年度の年会費を納めることとする。
- 2 年度の途中で入会する者は、当該年度の年会費については、入会月から年度末までの年会費を月割りで納付することができる。
 - 3 会員が納付した入会金および年会費は如何なる理由によっても返還しないものとする。

第3章 委員会等

(委員会等の構成)

- 第6条 委員会、委員長および副委員長ならびに委員をもって構成する。

(委員会等の委員の選任)

- 第7条 この法人が設置した委員会等の委員長は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
- 2 委員会等の副委員長、委員は、委員会の活動趣旨に賛同する法人正会員および個人正会員の役職員から委員長が委嘱する。
 - 3 構造物診断士は、資格の有効な期間に構造物診断士委員会の委員長の委嘱があったときは、各委員会の委員に就任することができる。

(委員会等の委員の任期)

- 第8条 委員会の委員等の任期は、委嘱された日より2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

(委員会等の委員の職務)

- 第9条 委員会等の委員は、この法人の社員総会および理事会にて決議された業務を遂行する。

(小委員会等の設置)

- 第10条 各委員会の委員長は、前条に定める業務を遂行するため必要に応じて、委員会の傘下に小委員会、分科会およびワーキンググループを設置することができる。
- 2 構造物診断士会は、前項に定める小委員会に準ずる組織とする。

第4章 事務局

- 第11条 この法人は、日常の会務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に必要な事項は、理事会で決議する。
 - 3 事務局長は、理事会の推薦により代表理事が任命する。

第5章 雑則

(細則の変更)

- 第12条 この細則の変更は、理事会において行う。